

鳥取県東部広域行政管理組合事務局業務継続計画（BCP）概要

1 業務継続計画（BCP）とは

災害等によって被害を受けた場合に、重要な業務が中断しないように、又は中断しても目標復旧時間までに再開できるように事前に策定する行動計画である。

2 本組合事務局BCPの位置づけ

本組合事務局BCPは鳥取県版BCPの一環として、県内の企業、医療・福祉施設、県、市町村及び他広域行政のBCPと連携するものである。

3 本組合事務局BCPの基本方針

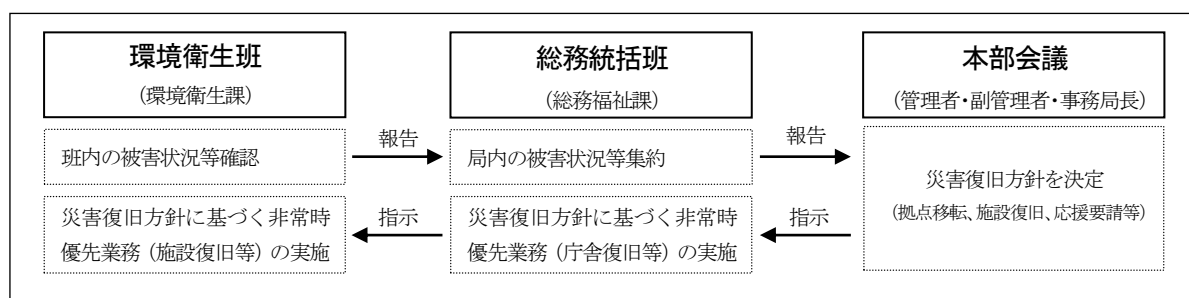
住民生活への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げ、非常時優先業務以外の業務については積極的に縮小・休止する。

非常時優先業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来庁者（来館者）の救助、職員及びその家族の安否確認 ・ 住民生活に不可欠な施設の復旧 ・ 組合事務局庁舎の復旧（又は拠点移動） など
---------	--

※非常時優先業務…大規模な災害が発生した際に組合事務局が優先して行う必要がある業務

4 災害時の組織体制及び活動

災害時には、管理者を本部長とする災害対策本部を設置する。組合事務局の被害状況を対策本部本部会議（管理者・副管理者・事務局長で構成）で一元的に管理し、災害復旧方針を決定する。各班は、災害復旧方針に基づき、非常時優先業務を行う。



災害対策本部組織図

5 組合事務局BCPの見直し

組合事務局は、本計画に基づく災害対策を講じるとともに、本計画についても検証、見直しを行い、非常時優先業務を迅速、効果的に実施するための態勢を向上させる。